

平成 3 0 年 度

情報公開制度・個人情報保護制度
実施状況報告書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

坂戸・鶴ヶ島消防組合

第1 情報公開制度の運用状況

1 情報公開請求（申出）の状況及び情報公開請求（申出）に対する決定の状況

(1) 情報公開請求（申出）の状況

平成30年度における情報公開請求（申出を含む。以下同じ。）は2件で、その状況は次のとおりです。

整理 番号	請求・申出 の別	受付日	請求者	請求（申出）に係る 情報の件名又は内容	所管課名	決定内容			
						決 定 年月日	決定結果	非公開部分の理由	備考
1	申出	30.5.25	管外の 法 人	管内の防火対象物一覧（名称、所 在地外）	予防課	30.5.29	公 開		
2	申出	30.11.6	管外の 法 人	管内における地下タンクを有する 危険物施設の名称区分、住所、 類、品名、全容量	予防課	30.11.9	公 開		

(2) 決定内容別件数

情報公開請求に係る決定内容別件数等は、次のとおりです。

区 分	受付件数	決 定 内 容					期間延長
		公 開	一部公開	非 公 開	不 存 在	在否応答拒否	
請 求							
申 出	2	2					
計	2	2					

(3) 実施機関別件数

情報公開請求に係る実施機関別件数は、次のとおりです。

実施期間	受付件数
管 理 者	
監 査 委 員	
消 防 長	2
議 会	
計	2

(4) 公開請求したものの区分別件数

情報公開請求をしたものの区分別件数は、次のとおりです。

区 分		受付件数
管内に住所を有する者		
管内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体		
管内に存する事務所又は事業所に勤務する者		
管内に存する学校に在学する者		
実施期間が行う事務事業に利害関係を有するもの		
請求権者以外の者	管内の個人	
	管外の個人	
	管外の法人	2
計		2

第2 個人情報保護制度の運用状況

1 保有個人情報の開示、訂正等の請求の状況及び保有個人情報の開示、訂正等の請求に対する決定の状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況

平成30年度における保有個人情報の開示請求は4件で、その状況は次のとおりです。

整理番号	請求受付日	請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容	所管課名	決定内容			
				決定年月日	決定結果	不開示部分の理由	備考
1	30.11.5	平成30年10月4日覚知の《氏名》に係る救急活動記録票	警防課	30.11.19	一部開示	条例第15条第2号 第三者に関する情報	
2	30.12.5	平成30年9月18日覚知の《氏名》に係る救急活動記録票	警防課	30.12.14	一部開示	条例第15条第2号 第三者に関する情報	
3	31.1.21	平成30年12月29日覚知の《氏名》に係る救急活動記録票	警防課	31.1.30	一部開示	条例第15条第2号 第三者に関する情報	
4	31.2.4	平成28年中に覚知の《氏名》に係る救急活動記録票	警防課	31.2.22	一部開示	条例第15条第2号 第三者に関する情報	

(2) 保有個人情報の訂正等の請求の状況

実施機関が保有している個人情報に錯誤等があった場合、本人から自己の情報について訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求できることとしています。

平成30年度は、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求は、ありませんでした。

(3) 決定内容別件数

保有個人情報の開示請求に係る決定内容別件数は、次のとおりです。

区 分	受付件数	決 定 内 容					期間延長
		開 示	一部開示	不 開 示	不 存 在	在否応答拒否	
請 求	4		4				
計	4		4				

(4) 実施機関別件数

保有個人情報の開示請求に係る実施機関別件数は、次のとおりです。

実施期間	受付件数
管 理 者	
監 査 委 員	
消 防 長	4
議 会	
計	4

(5) 一部開示及び不開示の理由別件数

保有個人情報の開示請求に対する一部開示（開示請求された保有個人情報の一部を開示すること。）及び不開示（開示請求された保有個人情報の全部を開示しないこと。）の理由別件数は、次のとおりです。

区 分	件数	
	一部開示	不開示
法令の定めにより本人に対しても開示できないとされている情報（条例第15条第1号）		
第三者に関する情報（条例第15条第2号）	4	
個人の評価等に関する情報（条例第15条第3号）		
行政運営に関する情報（条例第15条第4号）		
国等との協力関係維持に関する情報（条例第15条第5号）		
公共の安全及び秩序の維持に関する情報（条例第15条第6号）		
その他		
計	4	

第3 共通の制度

1 坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審査会

坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審査会は、坂戸市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき審査会委員3名で構成されており、実施機関の行う請求に対する決定について行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関の諮問に応じ、審査請求について審査するため開催することとされています。

平成30年度は、審査請求に係る実施機関からの諮問は、ありませんでした。

2 坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審議会

坂戸・鶴ヶ島消防組合情報公開・個人情報保護審議会は、坂戸市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき審議会委員8名で構成されており、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、実施機関からの諮問に応じて、開催することとされています。

平成30年度は、審議会の開催は、ありませんでした。